

**「第3期十日町市人権教育・啓発推進計画（案）」に寄せられたパブリックコメントの
実施結果について**

市民福祉部 市民生活課

十日町市では、「第3期十日町市人権教育・啓発推進計画（案）」の策定にあたり、令和7年2月14日に計画案を公表し、パブリックコメントを実施しました。実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

貴重なご意見・ご提案をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

1 パブリックコメントの概要

案件名	第3期十日町市人権教育・啓発推進計画（案）
意見募集の期間	令和7年2月14日から令和7年3月7日まで
広報方法	・市ホームページ掲載 ・市民生活課、各支所地域振興課、各公民館、情報館にて資料配布

2 パブリックコメントの実施結果

意見提出者数及び意見数	1人 5件
提出方法	メール

3 いただいたご意見の内容（要旨）と市の考え方

ご意見の要旨	市の考え方
P13 (3) 差別を解消するための法律について → 、、、法律について （脱字）	ご指摘通り修正します。
P60 すべての学校とは県立高校、看護学校、専門学校等も含まれるのか。そこに市の施策は反映できるのか。市が教育カリキュラムを変えられるのか。	市内の小中学校を始め、県立高等学校や看護専門学校等に本計画を配布します。 市の人権教育、啓発推進の考え方を共有し、各学校の取組みに活かしていただけるよう努めてまいります。
(新規) 男性の人権 女性の人権に記載があるが、逆に『男は外、女は内』『男だから〇〇すべき』といった男女の固定的な意識を押しつける」傾向もあると思う。男性に対するハラスメントなど、市は問題意識をもっていないのか。	計画の策定委員会でも同様のご意見を頂いており、計画書P64に「女性だけの人権との趣旨ではなく、男女平等の観点から男性の人権も含まれることを広く市民に啓発していく必要があります」と表記しております。

(具体的な取組事業) 取組みに目新しいものはなく、強引に既存の計画や事業を列挙されているように思える。誰が何処で年に(月に)何回講習を行うなどの具体的な数値目標を上げられるものについては目標を明記願いたい。	人権教育及び啓発には、時代に応じた新しい取組みも必要である反面、事業を継続していくことも重要であります。 目標数値に関しては、市民意識調査の結果を目標として設定しております。 各事業の取組みの成果が、人権に対する市民意識の高揚に繋がり、調査結果に反映されるものと考えております。
P92 1 庁内推進体制の整備 「<u>行政内</u>に設置し」と記載されているが、行政内とはどこのことか。 本計画の点検・評価・見直しを図ります。と記載されているが、点検・評価するには、現状・ニーズ等を踏まえた数値目標が必要ではないか。	市長を本部長とし副市長、教育長、部長等により組織する「十日町市人権教育・啓発推進本部」において、計画の進捗を検証してまいります。 検証には各事業の毎年の取組状況の把握に加えて、定期的に実施する市民意識調査の結果を分析し、取組の成果を検証します。

4 結果公表場所

市ホームページ、市民生活課、各支所地域振興課、各公民館、情報館